

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当及び児童手当・特例給付事務に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

養父市は児童扶養手当及び児童手当・特例給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県養父市長

## 公表日

令和3年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	・児童手当又は特例給付に関する事務 ・児童扶養手当事務
②事務の概要	児童手当法及び児童扶養手当法に基づき、受給資格者へ手当を支給するためシステムにて台帳管理、支払管理、現況届処理、報告統計を行っている。 認定請求の審査等にあたり、特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	児童手当システム 児童扶養手当システム 中間サーバ 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(児童手当・特例給付事務) ・受給者ファイル、児童ファイル、支払ファイル、所得ファイル (児童扶養手当事務) ・受給者ファイル、関係者ファイル、支払ファイル、所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(児童手当・特例給付事務) ・番号法第9条第1項別表第一 56の項 ・番号法別表第一主務省令 第44条 (児童扶養手当事務) ・番号法第9条第1項別表第一 37の項 ・番号法別表第一主務省令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(児童手当・特例給付事務) 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二 74・75の項 ・番号法別表第二主務省令 第40条 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二 26・30・87の項 ・番号法別表第二主務省令 第19条、第44条  (児童扶養手当事務) 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二 57の項 ・番号法別表第二主務省令 第31条 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二 13・16・26・30・47・64・65・87・116の項 ・番号法別表第二主務省令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 079-662-3161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 社会福祉課 079-662-3162

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	課長 井垣 信子	課長 岡 和昭	事後	人事異動に伴う変更
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数起算日	H27.9.30	2019/6/1	事後	見直しに伴う変更
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数起算日	H27.10.1	2019/6/1	事後	見直しに伴う変更
令和1年6月30日	IVリスク対策	(記載なし)	1～9追加	事後	様式変更に伴う変更
令和3年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	企画総務部 総務財政課	経営企画部 経営総務課	事後	組織改編による修正
令和3年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数起算日	令和1年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和3年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数起算日	令和1年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和3年6月30日	I 関連情報 4.②法令上の根拠	(児童手当・特例給付事務) 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二 74・75の項 ・番号法別表第二主務省令 第40条 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二 26・30・87の項 ・番号法別表第二主務省令 第19条、第44条  (児童扶養手当事務) 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二 57の項 ・番号法別表第二主務省令 第31条 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二 13・16・26・30・47・64・65・87・116の項 ・番号法別表第二主務省令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	(児童手当・特例給付事務) 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二 74・75の項 ・番号法別表第二主務省令 第40条 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二 26・30・87の項 ・番号法別表第二主務省令 第19条、第44条  (児童扶養手当事務) 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二 57の項 ・番号法別表第二主務省令 第31条 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二 13・16・26・30・47・64・65・87・116の項 ・番号法別表第二主務省令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの